

## 予算決算委員会 厚生分科会 分科会長報告（12月8日）

厚生分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第110号 令和3年度横手市一般会計補正予算（第9号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出3款、民生費では、「横手市の平均所得を考えると960万円というのはかなり高いと考える。市独自の給付を検討するにあたり、どのような議論があったのか。また、市長の説明や答弁で、子育て支援という言葉が何度も聞かれるが、事業の本来の目的とずれていないか」との質疑に対し、当局より、「市内外から様々な意見があった中で、担当でも議論した。最終的には市長の判断だが、シンプルにすべての子育て世帯を応援したいという思いであった。事業の目的は、子育て世帯への経済対策である」との答弁がありました。

また、「子育てを応援したいという思いを市民に示すことは大事だが、今回の措置でその思いを感じた市民は少ないと考えるがどうか」との質疑に対し、当局より、「新型コロナ対策としての給付金は、ひとり親や妊婦への支援など、今回で7つ目となる。子育てしやすいまちづくりを目指し、様々な角度から総合的に支援していく中での施策の一つである」との答弁がありました。

また、「この事業が認められれば、所得制限の撤廃という前例を作ることになる。今後も、コロナ禍に対応した事業を国や県が実施する可能性があるが、今回は財政に余力があるから支援できるが、次はできないということになれば、混乱するのは現場の担当者である。どのように受け止め、説明するつもりか」との質疑に対し、当局より、「今回は単発の事業として市長が政策的な判断をしたものであり、それ以上の説明はできないと考える」との答弁がありました。

また、「子ども一人あたり10万円の給付が予定されているが、残る5万円分の支給について、市の方向性はどうなっているのか」との質疑に対し、当局より、「報道でも様々な情報が流れているが、国の説明でも未決定の部分が多く、状況を見定めながら検討したい」との答弁がありました。

討論では、立身万千子委員より、反対の立場で、「コロナ禍のもとで子

育て中の世帯は、とりわけ保護者の休業要請や失業等が増え大変だということで、横手市においてもこれは事実である。子どもたちのために使う、生活困窮のために使う支援金ということ自体は、私は意義があると思うが、困っている人たちは他にも大勢存在している。市長のお言葉を借りれば、国が規定する所得額を上回る世帯にまで穴埋めをするということはいかななものかと思う。児童福祉法では18歳までが子どもであるが、例えば、18歳以上の子どもたちの進学や就職に関し、学費や生活費に大きな金額が必要となるわけであり、それを解決するためにはすべての市民に少ない金額でも手立てをすることのほうが妥当ではないかという市民の声が非常に殺到している。市の一般財源1,730万円を充当してまで所得制限を取り払い、子育て応援の支給事業とすることには反対せざるを得ない。これは、あくまでも経済対策の交付金だということから、この議案には賛成しかねる」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

## 予算決算委員会 産業建設分科会 分科会長報告（12月8日）

産業建設分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第110号 令和3年度横手市一般会計補正予算（第9号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出6款、農林水産業費では、「鳥インフルエンザが発生したときは、国、県で対応するということがあろうが、この後の経営再開に向けては、市が主導して進めるべきと考える。現場に赴きやすく、事情を聞き取りやすい市が先頭になって、農家の事情をよく聞き、その積算を基にして県へ補助率について協議するといった形をとれるのではないかと思うがどうか。」との質疑に対し、当局より、「手当金や補償が県を通してであるため、今のところは県が主導となっている。経営的に難しいという部分もいろいろあると伺っており、今回の支援だけでは足りないものもあると思われるため、聞き取りしながらしっかりと対応してまいりたい。」との答弁がありました。

また、「補助金の補助率は、3分の2にこだわる必要はないと思う。いわゆる再スタート、風評被害への支援など市が支えていくというメッセージを伝える意味でも、市単独で上乘せするなどの支援が今後も必要と考えるが、どうか。」との質疑に対し、当局より、「補助率の3分の2の部分については、他の農作物を見てもそれほど低い率ではないと考えている。また、今後も支援が必要という部分については、発生前の規模まで2年くらいかけて再建していくと伺っている。地域の雇用の面でも必要な支援を検討していきたい。」との答弁がありました。

また、「飼料代は繰越しの可能性があるとのことだが、今急いで補正する必要がないと思う。その辺りは県とどのような話をされているのか。」との質疑に対し、当局より、「繰越しの可能性があるのは飼料代で、例えば風評被害によって処分した部分などについては急いで支援しなければならない、県と協議しながら進めている。」との答弁がありました。

このほか、「経営者への所得補償」などについて質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。  
よろしくご審議の程お願いいたします。

## 予算決算委員会 総務文教分科会 分科会長報告（12月8日）

総務文教分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第110号 令和3年度横手市一般会計補正予算（第9号）については、質疑、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。  
よろしくご審議の程お願いいたします。

## 予算決算委員会 厚生分科会 分科会長報告（12月15日）

厚生分科会に委嘱になりました議案4件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第104号 令和3年度横手市一般会計補正予算（第9号）について、当分科会に委嘱になりました部分に対する、主な質疑と答弁を申し上げますと、3款、民生費では、あったか灯油助成事業について、「生活保護世帯は、灯油代が加算されているとの理由で助成対象から除外されているようだが、どのような議論があったのか」との質疑に対し、当局より、「生活保護を受けずに生活している方もいる中、生活保護世帯に対しては冬期間の暖房費として10月から4月までの7か月間、冬季加算が支給される。そのため、今回は生活保護世帯を対象外とした」との答弁がありました。このほか、「周知方法」や「申請スケジュール」、「受取方法」についての質疑がありました。

4款、衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策費について、「3回目の接種は、集団接種と個別接種を併用するのか」との質疑に対し、当局より、「原則として集団接種のみとし、最大で4会場を考えている。個別接種を可能とするのは、医師が必要と判断した場合である」との答弁がありました。

また、「集団接種は、接種会場に近い方には便利だが、高齢者等には移動の負担が大きい。これまでの実績で確立されたルールを踏襲する方がスムーズに進むと考えるが、どのような議論があったのか」との質疑に対し、当局より、「医師会とも議論を重ねた結果であるが、複数の医療機関にワクチンを振り分けた場合、バイアルの限界まで使い切れず残った分を活用できず、総体としてワクチンが不足し、計算上の接種可能回数と実際の接種回数に誤差が生じるという問題があった。集団接種であれば、ワクチン接種対策室で100%把握できるため、ワクチンの数と接種数を完全に管理できる。タクシー代助成は継続するので、ご理解いただきたい」との答弁がありました。

また、「高齢者等にとっては、かかりつけ医の方が安心感がある。集団接種となれば、予約はコールセンターかインターネットになると思うが、コールセンターはつながりにくく、インターネットは使い方が分からない

いという方もいる。その意味でも個別接種との併用が望ましいと考えるがどうか」との質疑に対し、当局より、「確かに、コールセンターはつながりにくく、多くの苦情が寄せられている。今回は、インターネット予約を継続するほか、接種券に同封のハガキで受け付け、接種日を割り振り通知する方法も併用する。いずれも接種を希望する日付の指定はできないため、万が一都合がつかない場合に備え、調整できる枠を残して対応する」との答弁がありました。

これについて委員からは、「予約方法が変わると市民が混乱するので、周知の徹底をお願いしたい」との意見がありました。

本案について、起立採決の結果、起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 105 号 令和 3 年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）については、「保険料の滞納や受診を控える方への対応状況について」の質疑がありました。

本案について、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 106 号 令和 3 年度横手市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「通所型サービスが増えているが、介護事業費を圧迫しないのは非常に重要なことである。今後、市としてどのようにフォローしていく方針か」との質疑に対し、当局より、「要介護の方の利用は頭打ちだが、介護予防では利用者が増えているサービスもある。今回補正となる通所型サービスは新たな予防事業であり、当初予算編成時と比べ、述べ人数で 1.7 倍を見込んでいる。介護保険事業計画が市の方針であり、次期 9 期計画の策定作業を令和 4 年度から開始することとしている。策定委員会では、事務局として実績、予測を示し、利用者や事業者の意見を反映しながら進めていきたいと考えている」との答弁がありました。

本案について、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 107 号 令和 3 年度横手市病院事業会計補正予算（第 3 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「これまでも大規模な

PCR検査体制が必要だと主張してきたが、今回の補正で購入する検査機器は、あくまでも病院内の患者を想定したものか」との質疑に対し、当局より、「横手病院の発熱外来患者や入院の際のスクリーニングでの利用が主体となり、大規模な検査や住民の検査を受け入れる形での利用は想定していない」との答弁がありました。

また、「新型コロナウイルス個別接種促進支援金として横手病院と大森病院合わせて約3,000万円の増額となっているが、今後の見込み分を含むものか。また、3回目の接種分も含むのか」との質疑に対し、当局より、「3月末までの見込み分は含むが、3回目の接種分は含んでいない」との答弁がありました。

このほか、「コロナ禍の一般診療への影響について」や「院内保育所の状況について」の質疑がありました。

本案について、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

## 予算決算委員会 産業建設分科会 分科会長報告(12月15日)

産業建設分科会に委嘱になりました議案3件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第104号 令和3年度横手市一般会計補正予算(第9号)について、当分科会に委嘱になりました部分に対する、主な質疑と答弁を申し上げますと、第3表、債務負担行為補正では、「農村公園に係る指定管理料の限度額」についての質疑がありました。

歳出6款、農林水産業費では、「農業災害等緊急支援事業について、昨冬の大雪により被災した農家への補助金は、いつ頃交付できる見通しか」との質疑に対し、当局より、「この事業の主体は、JAとなる。1月下旬から2月中には各被災農家へ補助金を交付できるよう準備を進めているとのことで、スケジュールについては対象者へ通知済みと聞いている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第108号 令和3年度横手市水道事業会計補正予算(第1号)及び議案第109号 令和3年度横手市下水道事業会計補正予算(第2号)の2件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

## 予算決算委員会 総務文教分科会 分科会長報告(12月15日)

総務文教分科会に委嘱になりました議案1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第104号 令和3年度横手市一般会計補正予算(第9号)について、当分科会に委嘱になりました部分に対する、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出10款、教育費では、図書館総務費について、「蔵書点検ロボットの実証実験を行うとのことだが、今後すべての図書館に導入する場合、費用はどれくらいになるのか」との質疑に対し、当局より、「全国的にも初の試みであり、費用はまだ算出していないが、相当の金額になると考えられる。導入する場合はリースになると想定している。実証実験は来年2月を予定しており、令和6年のオープンに向けてコスト面での検討も行っていきたい」との答弁がありました。

また、小中学校ICT環境整備事業について、「Wi-Fi環境がない家庭へモバイルルーターを貸与するための機器を購入する補正予算となっているが、一般質問における教育長の答弁では、タブレット端末の家庭への持ち帰りはまだ想定していないとのことだった。どのような場合に活用するのか」との質疑に対し、当局より、「一般質問での教育長答弁は、あくまでも通常時の学習のことを想定したものである。今回のルーターの貸与については、感染症の流行等で児童生徒が登校できなくなった場合など、非常時を想定しており、通信料も市で負担したいと考えている。保護者への調査では、8.1%の家庭でWi-Fi環境がないという結果であった。非常時にも学びを止めないための体制を整えていきたい」との答弁がありました。

また、「非常時の定義は何か。非常時ということは児童生徒が学校に来ていない状況だと思うが、どのようにして貸し出しするのか」との質疑に対し、当局より、「非常時とは、新型コロナに係る休校や、災害等で登校できない場合などを想定している。貸し出しの運用についてだが、タブレット端末に関してはコロナ禍において、すでに貸し出した例がある。まず、保護者に貸与を希望するかを確認する。希望する場合は同意書を提出いただき、教育委員会の予備機をWi-Fi環境がある無しに関わらず使用できる状態にして、保護者の方に学校に取りに来ていただい

て貸し出したものである」との答弁がありました。

このほか、「非常時における学習ソフトの活用」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。